

浸水深に応じた建物誘導の考え方  
(防潮堤整備を前提とした既往最大津波浸水に対して)

施設及び土地利用	想定浸水深			防浪施設 の外 (海側)	考慮すべき事項
	浸水なし	2m以下	2m超		
市庁舎、出張所			×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人が集まることから基本的には浸水しない区域に整備</li> <li>・都市機能としての適正な配置にあるべきもの</li> <li>・ に整備する場合は、津波対策を講じていることが明確な建物(ピロティ形式)や、津波に耐えられる構造(RCなど)で、浸水しない高さに避難場所を整備する</li> </ul>
集会所(2次避難場所)			×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内住居が基本的に浸水しない場所に整備されるため、集会所も浸水しない場所に整備</li> <li>・ に整備する場合は、住宅エリアが浸水を許容する地区にある場合で住宅の構造等基準に準拠し整備</li> <li>・想定外を想定し、より安全な場所へ移動できる手段も必ず考慮する</li> </ul>
学校		×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供たちの安全と地域の避難拠点となることを考慮し、浸水しない場所に整備</li> <li>・子供を迎えに来て被災されたケースもあった</li> <li>・想定外を想定し、より安全な場所へ移動避難できる手段も必ず考慮する</li> </ul>
病院、福祉施設等			×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人が集まることから基本的には浸水しない区域に整備</li> <li>・都市機能としての適正な配置にあるべきもの</li> <li>・ に整備する場合は、地震や津波に耐えられる構造(RCなど)とし、浸水しない高さにベッドなど滞在設備及び避難場所を整備</li> </ul>
住宅			×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には浸水しない場所に整備</li> <li>・ に整備する場合は、市中心部で土地利用の制限が困難な地域において、津波による浸水から守られる構造等(基礎の高さ、柱の構造)の基準を満たす場合に限り許容する。(基準を別に定める)</li> <li>・公営住宅は、浸水対策が講じられてことが明確に示される構造、機能とする(低層部のピロティ形式、屋上避難施設)</li> </ul>
事業所、工場等					<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路が確立されていれば、施設整備位置における浸水深は考慮しないが、防浪施設より陸側に整備することが望ましい</li> </ul>

- : 設置可能区域
- △ : 一定の条件を考慮した上で設置可能区域
- × : 原則として設置してはならない区域